

日 薬 業 発 第 404 号  
平成 31 年 2 月 6 日

都 道 府 県 薬 剤 師 会 会 長 殿

日 本 薬 剤 師 会  
会 長 山 本 信 夫

本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休等の長期連休における  
診療報酬等の対応について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして厚生労働省医薬・生活衛生局総務課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本年 4 月 27 日からの 10 連休に関する対応については、平成 31 年 1 月 18 日付け日薬業発第 391 号にてお知らせしたところですが、今般、診療報酬等に関する取扱いについて示されました。

本連絡では、休日加算及び処方箋の使用期間等について従前の通りに取扱いをすることが記載されています。

つきましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

事務連絡  
平成31年1月30日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

本年4月27日から5月6日までの10連休等の  
長期連休における診療報酬等の取扱いについて

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)宛て連絡するとともに、別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

保医発 0130 第 1 号  
平成 31 年 1 月 30 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休等の  
長期連休における診療報酬等の取扱いについて

昨年12月14日に「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」（平成30年法律第99号）が公布・施行されたことに伴い、本年4月27日から5月6日までの間については、10日間連続の休日（以下「10連休」という。）となることが決定したところである。

当該法律に係る国会の附帯決議を踏まえ、10連休における医療提供体制の確保については、「本年4月27日から5月6日までの10連休における医療提供体制の確保に関する対応について」（平成31年1月15日医政発0115第1号・薬生発0115第2号・障発第0115第1号）により、必要な医療が提供できるよう、地域の実情に応じて必要かつ十分な医療機関、薬局等が対応できる体制を構築することとされているが、診療報酬等の取扱いについては、下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び保険薬局並びに審査支払機関等に周知徹底を図られたい。  
なお、下記の取扱いについては、他の長期連休においても同様である。

#### 記

- 1 「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表第1章区分番号A000に掲げる初診料の注7、注8、区分番号A001に掲げる再診料の注5、注

6、区分番号A002に掲げる外来診療料の注8及び注9、別表第二歯科診療報酬点数表第1章区分番号A000に掲げる初診料の注7、注8、区分番号A002に掲げる再診料の注5及び注6並びに別表第三調剤報酬点数表第1節区分番号01に掲げる調剤料の注4に規定する休日加算の取扱いについては、従前のおりとする。

2 「保険医療機関及び保険医療費担当規則」（昭和32年厚生省令第15号）第20条第2号へ、ト及び第21条第2号へに規定する投薬の取扱い並びに第20条第3号イ及び第21条第3号イに規定する処方箋の交付の取扱いについては、従前のおりとする。

なお、処方箋の記載上の留意点については、「診療報酬請求書の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）を参考にされたい。

(参考)

○診療報酬請求書等の記載要領等について（昭和51年8月7日保険発第82号）（抄）

別紙2 診療録等の記載上の注意事項

第1～4（略）

第5 処方箋の記載上の注意事項

1～5（略）

6 「処方箋の使用期間」欄について

(1)（略）

(2) 患者の長期の旅行等特殊の事情があると認められる場合に、交付の日を含めて3日以内又は交付の日を含めて4日を超えた日より調剤を受ける必要がある場合には、年月日を記載すること。この場合において、当該処方箋は当該年月日の当日まで有効であること。

(3)（略）

7（略）

8 「備考」欄について

(1)～(2)（略）

(3) 長期の旅行等特殊の事情がある場合において、必要があると認め、必要最小限の範囲において、投薬量が1回14日分を限度とされる内服薬及び外用薬であって14日を超えて投与した場合は、その理由を記載すること。

9・10（略）